

第5章 国土強靱化の推進方針

1 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定しています。

- (1) 行政機能/警察・消防
- (2) 地域政策、エネルギー
- (3) 危機管理
- (4) くらし・環境
- (5) 文化・観光
- (6) 健康福祉
- (7) 経済産業
- (8) 交通基盤
- (9) 教育

2 施策分野ごとの推進方針リスクシナリオ別推進方針

脆弱性評価を踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組んでいきます。

(1) 行政機能/警察・消防

【 行政機能 】

○ 町の防災拠点庁舎等の津波安全性の確保、防災機能の強化

災害対策本部の津波・洪水浸水区域外へ、移転等を検討し安全性を確保する。

また、行政機能を維持するために、必要な物資の備蓄や重要データのバックアップの確保等に努める。

さらに、電力の供給停止に備え、防災行政無線等の情報通信施設等、必要な機能を維持するため、非常用発電機の72時間稼働の確保に必要な設備の整備・更新、燃料の確保を進めるとともに、再生可能エネルギー等の導入の検討を行う。

○ 町の業務継続に必要な体制整備

町の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備するとともに、物資の備蓄や各種データのバックアップ体制の確保等の対策を推進する。

【 消防 】

○ 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保

同時多発火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防救急の広域化等消防体制の充実を図り、消防団員の確保・教育訓練に努める。

(2) 地域政策、エネルギー

【 地域政策 】

○ 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

有事に備えた社会基盤の強化とともに平時の産業振興や地域活性化を一体的に図り、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する。

○ 沿岸・都市部の再生

なまこ壁通りや中瀬邸などのなまこ壁の建造物など文化・伝統的資源を活かした美しさと品格を備えた地域づくりと住民の生命・財産を守る災害対策のバランスを考慮し、景観・産業・生活に配慮したまちづくりに取り組む。

○ 内外に開かれた多中心の対流型都市圏の形成

風土や文化など松崎ならではの良さを活かすことで継続的に関わりを持つ人を増やすことにより、互いに認識し合い、将来的に交流人口や定住人口を増やし、地域の活性化の推進を図る。

○ 多彩なライフスタイルの実現

全世代を巻き込んだ地域コミュニティの多様性を尊重する地域社会の推進など地方創生を推し進め、自らの地域を自分たちの協力で守る意識の醸成、さらには地域で互いに助け合う風土の醸成を目指す。

【 エネルギー 】

○ 分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を検討する。

また、住宅をはじめ、公共施設、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進する。

(3) 危機管理

【 津波避難対策 】

○ 津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

津波避難計画やハザードマップ、社会福祉施設等の避難マニュアル等を点検、見直しするとともに、津波避難施設等の整備により、津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（避難困難エリア）の解消を図る。

また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

【 南海トラフ地震臨時情報の活用 】

○ 南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、突発対応を基本としつつ、社会全体としては地震に備えつつ、通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する。

また、住民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするため、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について周知を図る。

【 水害対策 】

○ 逃げ遅れによる被害の防止

住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、的確な防災情報の提供に努めるとともに、住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する。

【 災害情報集約伝達機能の強化 】

○ 災害関連情報の伝達手段の多様化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の定期的な運用試験等により確実な運用に努める。

住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）やエリアメール・緊急速報メール、町メール配信システム、光BOX+、総合防災アプリ「静岡県防災」など、多様化を促進するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する。

また、地域の自主防災組織における情報伝達・収集手段の強化等、さらに効果的な情報伝達・収集手段の確保を図る。

○ ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理、システム研修の実施

災害時における市町や関係機関等と情報を共有できる体制を維持するため、「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」によるシステム管理や関係者へのシステム研修を行う。

○ デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを活用した住民への情報提供を図る。

【 災害応急対策 】

○ 孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段を確保するとともに、ヘリコプターの誘導訓練を行う。

○ ヘリコプター用備蓄燃料の確保、ヘリポートの活用に関する検証

大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う。

○ 各種実践的訓練の実施

危機対策にあたる職員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

○ 自衛隊等との連携強化

災害時の広域支援をより効果的に受入れるため、自衛隊や相互応援協定を締結している国内の自治体等と平時からの連絡会議等による情報交換等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

【 停電対策 】

○ 停電リスク低減のための予防伐採推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県・町、電力事業者等で構成する推進連絡会を開催し、予防伐採などの手法、対象範囲や役割分担等を検討・調整の上、計画的に進める。

【 被災者支援 】

○ 救援物資受入れ体制の整備

緊急物資の受入れ体制について、定期的な検証を行うとともに、緊急物資の受入れ場所についての検討を早急に行う。

また、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連携体制を強化する。

○ 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、指定された指定避難所及び指定緊急避難場所について随時整備するとともに、安全かつ迅速な避難のための避難路の整備、避難所となる施設の耐震化、屋内落下物・ガラス飛散防止対策や非常用電源の確保を図る。

また、余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化する。

○ 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を促進する。

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織

で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

○ 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、避難所や道の駅、コンビニエンスストア等の各店舗において、災害情報等の提供体制を整備する。

○ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

配水池の耐震化、緊急遮断装置の設置、公共施設等への循環型貯水槽の設置、給水車の整備など、生活水の確保と応急給水体制の確保を促進する。

○ 災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受入れるため、社会福祉協議会との連携体制の強化を図る。

○ 遺体の適切な対応

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体処理計画及びマニュアルによる対応に関する整備や広域火葬体制の整備を図る。

○ 生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実を図るとともに、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた各種相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関に円滑につなぐ体制を整備する。

また、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険の普及促進に努める。

【 ライフラインの防災対策 】

○ ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する。

【 事業所の防災対策 】

○ 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、避難所や道の駅、コンビニエンスストア等の各店舗において、災害情報等の提供体制を整備する。

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続

計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知により策定を促進する。

【 原子力防災対策 】

○ 原子力防災対策の推進

地震・津波災害を原因とした原子力災害が発生した場合に備え、地域住民の被ばくの低減のための原子力防災対策を推進する。

【 地域防災力の充実・強化 】

○ 防災意識の向上

町民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種防災講座の開催など、防災意識の高揚を図る。

各地域で行われる防災訓練の実情を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、町防災担当部局と学校が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

○ 家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等の家庭内対策

地震に備えて家具類転倒防止等の対策について、周知・啓発を促進する。
小中学校や公共施設等において、ガラスの飛散防止対策の促進を図る。

○ 緊急物資備蓄の促進

町による食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、様々な機会を捉えて、町民に対して7日以上食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄を呼びかけ、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行うことにより、必要な備蓄に努めるよう促す。

学校においても、児童生徒を保護者へ引き渡しできず学校に留まる場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を進める。

○ 地域における防災人材の育成・活用

児童生徒へ、防災への関心を高めるきっかけとして、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施することにより、次代を担う防災リーダーを育成する。

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

○ 地域で行われる防災訓練の充実・強化

地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUG、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダー、ふじのくにジュニア防災士として認定された中学生・高校生、事業所、学校などの地域防災活動への参画等を促進する。

各地域で行われる防災訓練の実情を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、町防災担当部局と学校が連携し、児童生徒の防災

意識の高揚を図る。

○ 地域の防災力の充実・強化

いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

地域コミュニティにおける共助による自発的な防災活動の推進を図るとともに、地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

○ 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を促進する。

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

○ 防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する。

(4) 暮らし・環境

【 建築・住宅 】

○ 住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を活用して、住宅・建築物の耐震化を促進する。

住宅については、専門家による無料の耐震診断や耐震補強等への助成について周知・啓発活動を図り、木造住宅の耐震化を促進する。

管理が不十分な老朽空き家について、地震時の倒壊等による危害を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発、指導など、老朽空き家対策を推進する。

空き家バンクに登録し、移住者等による新たな利活用を図り、老朽化対策や利活用を促進する。

○ 天井の脱落対策、エレベーターの閉じ込め防止

避難施設である旧小学校の体育館や文化ホールなどの天井の脱落対策やエレベーターの閉じ込め等を防止するための改修を促進する。

○ 避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

避難路沿い（通学路を含む）にあるブロック塀の撤去・改善に対する補助等により、倒壊の恐れがある危険なブロック塀の耐震化を促進する。

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備を推進する。

○ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、利用可能な公営住宅や民間の賃貸住宅等の把握に努めるなど、あらか

じめ住居の供給体制を整備しておく。

【 被災者への住宅支援 】

○ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、利用可能な公営住宅や民間の賃貸住宅等の把握に努めるなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく。

○ 住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、災害公営住宅等の供給を行う。このため、支援制度を前提とした体制の構築に努めるとともに、迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ検討する。

【 水道施設 】

○ 水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化及び非常用電源の確保を推進する。

○ 水道の施設の耐震化

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の浄水施設、配水池や基幹管路の耐震化を進める。

また、配水支管に用いられていた衝撃に弱い石綿管の更新を進める。

【 災害廃棄物 】

○ 災害廃棄物の処理体制の見直し

第4次地震被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、町災害廃棄物処理計画については、実際の災害に対応するため、随時の見直しを促進する。

【 里山林整備 】

○ 協働による森林の多面的機能の向上

森林等の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図るため、地域住民、自治会等で構成する森づくりボランティア団体と連携した森林整備・保全活動等を促進する。

【 多文化共生 】

○ 外国人に対する危機管理対策

防災に関するやさしい日本語による情報発信など、災害時のコミュニケーション支援を促進する。

また、町民（外国人）の自助力・共助力を高め、適切な避難行動をとれるよう支援に努める。

(5) 文化・観光

【 文化 】

○ 文化財の耐震・防火対策

文化財指定・登録された建造物の耐震、防火対策を進めるとともに、美術館等に展示、収蔵されている文化財については転倒防止等の措置を講じる等、文化財の内容、状況、状態に応じた対策を講じる。

○ 文化財救済体制の構築

国等機関（文化庁、国立文化財機構）、県・町、民間の文化財関係団体、ボランティアを含めた文化財救済体制を構築する。

【 観光 】

○ 観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時の観光客の避難誘導、現地からの情報発信、帰宅支援、外国人観光客への対応、復興後の観光プロモーション等を内容とする観光危機管理計画の策定に取り組む。

町、観光協会、自治会等の関係機関が連携して、観光地の防災対応力を向上させるため、観光地における危機管理の意義と重要性について、観光関係者の意識の醸成を図る。

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

(6) 健康福祉

【 医療・福祉施設機能 】

○ 学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化

児童生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を促進するとともに、被害状況により児童生徒を保護者に引き渡しできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を促進する。耐震化が未完了の医療施設・社会福祉施設の耐震化を促進する。

【 医療救護 】

○ 医療救護体制の整備

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制、災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する。

○ 平時からの予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

【被災者支援】

○ 福祉避難所の促進

幼稚園・保育園や宿泊施設を活用し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置を促進する。

また、指定避難所から福祉避難所への移送方法等について検討する。

○ 被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、マニュアルの整備やコーディネーターの養成を行う。

【動物愛護】

○ 動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る。

(7) 経済産業

【事業所】

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知により策定を促進する。

【農林水産業】

○ 農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する。

○ 観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時の観光客の避難誘導、現地からの情報発信、帰宅支援、外国人観光客への対応、復興後の観光プロモーション等を内容とする観光危機管理計画の策定に取り組む必要がある。

町、観光協会、自治会等の関係機関が連携して、観光地の防災対応力を向上させるため、観光地における危機管理の意義と重要性について、観光関係者の意識の醸成を図る。

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

○ 山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適正な整備と保全を図るため、保安林の適正な配備と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実

な実施と荒廃した森林の再生を促進する。

また、山地災害危険地区情報の提供等により、市町による避難体制の整備などを支援する。

○ 土地改良施設の耐震対策

被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい土地改良施設（基幹的農業施設、農業用ため池）の地震被害を防止するため、耐震対策を推進する。

○ 食料の生産・流通等関係事業所の防災対策(地震防災応急計画の策定)の促進

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策の適切な推進を図っていく。

【 交通ネットワーク 】

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

【 津波・高潮対策 】

○ 水門・陸閘等の自動化・遠隔化等

水門については、津波到達までに安全かつ確実に閉鎖できるよう、自動化・遠隔化等を図る。

また、陸閘は津波発生時に適切に動作できるよう整備しておく。

【 地籍調査 】

○ 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

津波浸水区域など、被災地の円滑な復旧・復興を確保するためには、官民境界調査等により正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を促進する。

【 雇用 】

○ 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、静岡労働局、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、事業継続計画の策定を促進する。

(8) 交通基盤

【 交通ネットワーク 】

○ 陸・海・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化

陸・海の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る。

○ 緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確認するため、安全で信頼性の高い高規格幹線道路である伊豆縦貫自動車道の未整備区間の整備や、幹線道路である国道136号、県道15号の整備の更新・修繕を促進する。

また、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の対策や無電柱化等を推進する必要がある。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路・橋梁、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう整備するとともに、適切な維持管理に努める。

○ 緊急輸送路等の周辺対策

基幹的交通インフラや緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策、落下物対策、津波対策施設や土砂災害防止施設等の整備を推進する。

また、緊急輸送路等から防災拠点施設へのアクセス道路・橋梁、災害孤立予想箇所の道路・橋梁等について、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう周辺整備するとともに、適切な維持管理に努める。

○ 耐震強化岸壁の機能向上

災害時に海上から物資等の受入れが行えるよう、港湾において、既存の耐震強化岸壁の機能向上を図るとともに、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、みなと機能継続計画を適宜見直し、輸送機能の確保に努める。

漁港については、防波堤等の港湾施設の適切な管理と長寿命化対策を推進し、輸送機能の確保に努める。

○ 道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

【 津波・高潮対策 】

○ 津波、高潮対策施設の整備、耐震化

地震による津波(レベル1の津波)に対して、既存インフラの適切な維持管理に努め、施設高が不足している箇所については、嵩上げや液状化対策などの耐震化及び河川へ

の津波対策施設の整備と施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化を行う必要がある。また、レベル2の津波に対しても避難対策を合わせた多重防御による津波に強いまちづくりの「静岡モデル防潮堤」の推進を図る。

また、高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進める。

【土砂災害対策】

○ 地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備

既存施設については、ストック効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理に努めるとともに、新規の施設等の整備については、土砂災害の発生状況を踏まえ、安全度の向上が早期に図られるよう県等に働きかけていく。

○ 土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、地域住民への危険箇所への周知、避難訓練の実施等のソフト対策を推進する。

【水害対策】

○ 河川及び洪水調節施設等の整備

施設整備については、河道拡幅等の整備などの予防型対策を着実に推進する。

さらに、浸水常襲地域においては、通常満潮時でも浸水が起きてしまう箇所もあり、排水機場等の整備や適切な土地利用の誘導、開発抑制、森林や農地の保全等のソフト対策について、関係機関等と協力して進め、流域が一体となった治水対策を実施する。

また、気候変動や少子高齢化等の自然・社会環境の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」に努めるため、多様な整備手法の導入を図るとともに、長寿命化計画等に基づく既存施設の適切な維持管理や有効活用に取り組む。

○ 洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水浸水想定区域図（洪水ハザードマップ）の作成・公表による水害リスク情報の提供を図るとともに、水害版図上訓練等の実施などにより、地域の防災力の向上を図る。

○ 水位情報の活用

大型台風の接近時や大規模水害等が発生した時の業務を的確に実施するため、土木総合防災情報システム等の拡充により、防災情報の共有化を図るとともに、関係者が連携してより確実な災害対応を行うためのタイムラインの活用に向けて、水位情報の収集に努める。

○ 河川及び洪水調整施設等の整備

広域な地盤沈下による浸水被害が予想されるため、河道拡幅などの対策を着実に進める。

また、地盤沈下による浸水に対して、緊急的な排水を行う必要があることから、ポンプなど排水機材の調達が可能な体制を整える。

【 都市 】

○ 復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておくなど復興事前準備の取組を推進する必要がある。

○ 避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

避難路沿い（通学路を含む）にあるブロック塀の撤去・改善に対する補助等により、倒壊の恐れがある危険なブロック塀の耐震化を促進する。

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備を推進する。

○ 下水道施設の耐震化等

大規模地震発生時における公衆衛生問題の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を促進する。

【 公共事業の担い手確保 】

○ 公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、持続的な担い手の確保を図る。

(9) 教育

【 教育 】

○ 学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化

児童生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を促進するとともに、被害状況により児童生徒を保護者に引き渡してできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を促進する。
耐震化が未完了の医療施設・社会福祉施設の耐震化を促進する。

○ 地域で行われる防災訓練の充実・強化

地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUG、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダー、ふじのくにジュニア防災士として認定された中学・高校生、事業所、学校などの地域防災活動への参画等を促進する。

各地域で行われる防災訓練の実情を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、町防災担当部局と学校が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

○ 地域における防災人材の育成・活用

児童生徒へ、防災への関心を高めるきっかけとして、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施することにより、次代を担う防災リーダーを育成する。

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。

いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

○ 地域の防災力の充実・強化

いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

地域コミュニティにおける共助による自発的な防災活動の推進を図るとともに、地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、女性が自主防災組織で活躍できるよう、自主防災役員等との連携を促進する。